2026 年 10 月 29 日

予備　令８－１８

異なる種類の株式に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№18］）

ア．株式会社は，剰余金の配当を受ける権利及び残余財産の分配を受ける権利のいずれも有しないことを内容とする種類の株式を発行することができる。

イ．株式会社は，株主総会において決議をすることができる事項の全部について議決権を行使することができないことを内容とする種類の株式を発行することができる。

ウ．株式会社は，株主総会において決議すべき事項のうち，当該決議のほか，当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とすることを内容とする種類の株式を発行することができる。

エ．株式会社は，その発行する一部の種類の株式についてのみ譲渡制限株式とすることができる。

オ．会社法上の公開会社は，当該種類の株式の株主が株主総会において１株につき複数個の議決権を有することを内容とする種類の株式を発行することができる。

１．ア　ウ　２．ア　オ　３．イ　ウ　４．イ　エ　５．エ　オ

正解　２

肢ア　×

（完全無議決権ならぬ完全無配当・無分配株)」を発行することは、株式の本質（投資とリターン）に反するため、認められていません（会社法 108 条 1 項各号の制限)。

1.「投資とリターン」という株式の DNA の崩壊

- 株式会社の株式とは、本来「リスクを取って資金を出し、その見返りとして会社の成長に応じた経済的果実（利益や財産）を受け取る」というリスクとリターンのバランス（インセンティブ設計）で成り立っています。
- もしリターンの側が最初から法律上完全にゼロ（0%）に固定された「株」を外の人に売りつけていいことになったら､それはもはや投資ではなく｢ただの寄付の強要」や「騙し討ちの資金集み」です。

2. 詐欺的な「名ばかりの株主」商法への悪用

- もしこれが許容されたら、悪徳業者が「株式会社の株主になりませんか！」と聞こえのいい言葉で素人から大金を集めながら、裏ではその株が「配当も財産分配も一切受け取れないゴミのような権利」に設定されている、という詐欺が横行しかねません。
- 買った人は「自分も会社のオーナーだ」と信じ込んでいるのに、会社がどれだけ大儲けしても１円も配当が出ず､会社が解散してもびた一文返ってこない──そんな理不尽な搾取構造をあらかじめ遮断するため､法律は｢株式の最低限の経済的価値（リターンへの期待)」を強制的に担保しています。

3. 法が定める「最低限のセーフティネット」

- もちろん、会社法は当事者の自由な設計（種類株式）を尊重していますが、その自由にも限界があります。｢議決権をなくす（無議決権株式)」ことは、経営に参加し

ない代わりに配当を優遇してもらう等のバーター（取引）として認められます。

- しかし、「議決権もなく、配当も残余財産もない（＝一切の利益がない）」となると、それはもはや投資としての合理性が完全に破綻しており、詐欺的な温床にしかならないため、法律はこれを一刀両断で禁止しているわけです。

「なぜこんなルールがあるのか」を突き詰めていくと、細かな条文の裏側には常に「弱い立場の投資家を悪質な詐欺や搾取から守るための、法律の強固なシールド（盾）」が隠されているのが分かりますね。

肢イ　○

思考プロセス： いわゆる「完全無議決権株式」ですね。経営には口を出さない代わりに、その分優先して配当をもらう（優先株式）などのインセンティブ設計で非常によく使われます。経済的リターンと引き換えに議決権を切り離すことは認められています（会社法 108 条 1 項 3 号）。

肢ウ　○

これは、特定の種類の株主にとって不利になるような決定（例えば自分たちの持分を脅かすような変更など）が勝手に行われないようにする「種類株主によるベトナムの拒否権（マキナ・セーフティ）」の仕組みです。少数派の権利や特定の利害を守るための極めて重要なガバナンス装置であり、当然認められています（会社法 108 条 1 項 4 号）。

1. ベンチャー企業が抱える「究極のジレンマ」

- **持分会社（合同会社など）の壁（資金調達の限界）：**
 - 技術やアイデアはあるけれどキャッシュがない初期のベンチャーにとって、外部の投資家から巨額の資金を引っ張ってくる必要があります。
 - しかし、持分会社（合同会社等）という器のままだと、世間の一般的な大口投資家やベンチャーキャピタル（VC）は「出資して株をもらう」という仕組みに慣れており、出資持分の譲渡や権利関係のルールが特殊な持分会社には投資しにくい（あるいは株券のような分かりやすいリターン商品がないため敬遠される）という致命的なハンデがあります。

- **通常の株式会社（1 株＝1 議決権）の壁（創業者キラーの罠）：**
 - じゃあ最初から「普通の株式会社」にすればいいかというと、それも危険です。外部の VC や投資家からどんどんお金（資本）を入れてもらうと、会社の「発行済株式総数」が膨らみ、創業者たちが持っていた株式の割合（持分比率）がどんどん薄まっていきます。
 - 気づいたら、「技術を開発して会社を立ち上げたはずの創業者が、外部の投

資家に多数決で乗っ取られ、会社から追い出されてしまった」という悲劇がよく起きるのです。

2. このジレンマを「種類株式」がどうハックするか？

ここで、先ほど話題になった「種類株式（ア・シ・ウなどのカスタム）」が最強の救世主として登場します。

- **器は「株式会社」にする：**
 - これにより、世の中の投資家やVCが最も愛用し、資金調達（エクイティ・ファイナンス）が最もやりやすい「株式」という共通言語・パッケージを手に入れます。
- **中身は「種類株式」でガチガチに守る：**
 - 例えば、「外部の投資家にはたくさん配当を出すけれど、会社の経営権（取締役の選任など）を握る決定には、創業者が持つ種類株主総会の『拒否権（ベトナム条項）』がなければ絶対に成立しないようにする」といったカスタムを施します。
 - これにより、「お金（資本）は外部からガッツリ集められる（株式会社のメリット）」**のに、**「創業者の技術やビジョンを守り、勝手な乗っ取りをされない（持分会社のような属人的安心感）」という、本来なら両立しないはずのいいとこ取りが可能になります。

3. まさに「現代のスタートアップを支えるインフラ」

ご指摘の通り、技術はあるけど金がないベンチャーが、外部から安全にお金を集めて巨大企業へとスケールアップしていくために、この種類株式の柔軟な設計（カスタム性）は必要不可欠のインフラとして機能しています。

肢エ　○

「全株式に譲渡制限をつける（非公開会社）」だけでなく、「A種株式は譲渡自由（公開市場向け）、B 種株式は譲渡制限（特定の創業家向け）」といったように、**種類ごとに異なる譲渡制限の有無をミックスする**ことは、M&Aや資金調達の実務で頻繁に使われる柔軟な設計です。認められています（会社法108条1項1号）。

肢オ　×

もし公開会社（不特定多数の株主が出入りする会社）で「1株につき10個の議決権を持つスーパー株」が認められたら、市場で株を買い占めるだけで簡単に会社の乗っ取りが起きてしまい、一般投資家の保護や市場の公正さが完全に崩壊します。そのため、**公開会社においては、こうした「1株複数議決権」の株式を発行することは禁止**されています（会社法108条2項4号）。非公開会社であれば一定の条件で可能ですが、公開会社ではNGです。

1. 個別の「便利さ」よりも、市場全体の「予見可能性」

- 会社（特に公開会社）の株式は、見ず知らずの不特定多数の投資家が日々売買する「パブリックな市場（マーケット）」の上で流通しています。
- もし、「うちは特別に 1 株で 100 個の議決権がある変則的な株です」「経済的利益が一切ない謎の株です」といったルールが乱立したり、公開会社でそれがまかり通ったりしたらどうなるでしょうか？
- 投資家は「この株を買ったら自分の持分や議決権はどうなるんだ？」という予見可能性（計算の確実さ）を完全に失ってしまいます。ルールが複雑怪奇になりすぎると、市場全体の信頼が崩壊し、誰も安心して株を買えなくなってしまいます。

2. だからこその「原則（株式平等の原則・法定の種類）」への回帰

- だからこそ、会社法は例外的な種類株式（108 条）を認める一方で、その許容範囲にしっかりと歯止めをかけています。
- 「無理にルールを曲げてまで、一部のわがままや特殊なニーズを公開市場に持ち込ませる必要はない。市場の透明性と安全（誰もが安心して取引できるルール）を守る方が圧倒的に優先される」――この国策レベルの判断基準（公共の福祉や市場の秩序維持）が、先ほどの「公開会社における 1 株複数議決権の禁止」や「完全無配当株の禁止」といった厳格な制限の裏に流れています。

予備　令８－１９

新株予約権に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№19］）

ア．株式会社は，自己の新株予約権を取得したときは，速やかに，これを処分しなければならない。

イ．判例の趣旨によれば，会社法上の公開会社でない株式会社において，株主総会の特別決議によって新株予約権の行使条件の決定が取締役会に委任されている場合には，当該新株予約権の発行後にこれを変更することができる旨の明示の委任がなくとも，原則として，取締役会の決議に基づいて，当該新株予約権の行使条件を変更することができる。

ウ．株式会社は，募集事項の決定をすることなく，自己新株予約権を譲渡することができる。

エ．会社法上の公開会社でない取締役会設置会社において，株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合の募集事項の決定を取締役会の決議で行うことができる旨を定款で定めることはできない。

オ．新株予約権の発行に金銭の払込みを要しないと定める場合であっても，当該新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件でないことがある。

１．ア　エ　２．ア　オ　３．イ　ウ　４．イ　エ　５．ウ　オ

正解　５

肢ア　×

自己新株予約権を取得した時でも，速やかに，処分はしなくてもよい。

流用して，再発行できるようにした方が，将来的に利便性がある。報酬や，防衛策など。

有利発行な公正を害する危険があるものは，別の規定で，制限を加えればよい（２３８条類推)。

（参考）

かつて，株式においては，自己株式の取得が禁止されていた（金庫株)。

この理由は，株価操作などの危険があったためである。もっとも，別の方法で回避可能である。そのため，現在では，解禁されている。

肢イ　×

確かに，取締役会に委任されている。委任という話であれば，裁量があるはず。

そこで，当事者双方が合意してれば，委任の範囲として，行使条件の内容を取締役会で変更できるようにも思える。しかし，不当である。予定されない変更がされると，株主にとって不利益が生じる。具体的には，取締役会限りで，行使要件の緩和できると，持株比率に影響がでてしまう。これは，既存の株主を保護した１９９条の趣旨とずれる（株式発行は非公開会社の場合，株主総会の特別決議が必要)。

そこで，不当な変更は制限する必要がある。取締役会への委任は，株主総会に不当な不利益が生じない範囲での委任（有利発行の場合，委任があっても特別決議２３８が必要）である。発行後の変更は，既存株主に予期せぬ不利益が生じうる。非公開会社では，既存株主の利益を保護している。

よって，個別の委任がない限り，原則変更できない。

参考）判例の事案は，非公開会社が，新株予約権の行使条件に際し，上場することが条件であったものを取締役会で，上場条件を抜いて変更し，取締役に新株予約権を行使させてしまったケースである。前提の委任はあったが，許されるかが争点となった。

最判平２４．４．２４　百選２６

肢ウ　○

株式会社は，自己新株予約権を譲渡することができる。

新株予約権の場合，債権，取引自由，募集事項の決定はしなくてもよい。

（参考）

株式の場合，募集要項の決定がいる。既存株主の保護など，新規発行と同様の効果。公正を図る必要がある。

募集は，偏らないようにして，一般と関係で公正性を保つために行われる。株式はオープンで取引されうるものなので，公平感を出す必要がある。一方で，新株予約権の場合，性質上，オープンではない。敵対的買収，取締役のストックオプションなど，特定の相手を対象としている。募集という制度目的には，必ずしも合致しないと思われる。

肢エ　×

定めることはできる。募集は必須ではないが，公平感を出すべく，募集による方法もできる。募集事項の決定を取締役会の決議で行うことができる旨を定款で定めることも許容される。法は，委任の範疇で，疑義がある場合は，説明責任等を設けている（２３８条，２３９条）。

※　委任の場合，受任者は委任者のために委任事務をすることが予定される。委任の趣旨に反する場合は，そもそも受任の権限外と思われる。

肢オ　○

確かに．新株予約権の発行に金銭の払込みを要しないとなれば，形式的に有利である。

しかし，ストックオプションなど報酬の場合，合理的な理由がある場合がある。

常に，有利とすると，迅速な取引が制限される。

そこで，実質を考慮して，判断される。払い込みをしないとすることが，特に有利な条件であるとき（２３８条３項２号）。よって，実質を考慮して払い込みをしないことが有利ではないケースもある。

予備　令８－２０

株主総会に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№20］）

ア．取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において，当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，当該事項の株主総会への報告を省略することができる。

イ．取締役会設置会社でない株式会社において，株主総会を招集するに当たり，株主総会に出席しない株主が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を定めない場合には，株主総会の目的である事項を株主に対して通知することを要しない。

ウ．取締役会設置会社の取締役が取締役会の決議を経て株主総会の目的である事項について提案をした場合において，当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなされる。

エ．株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができる旨を定めた株主総会に関し，株主が議決権行使書面を事前に株式会社に送付した場合には，当該株主は，当該株主総会に出席して議決権を行使することができない。

オ．株主総会における議決権の行使について，株主が第三者に議決権の代理行使をさせる内容の委任状を株式会社に事前に提出した場合には，当該株主は，当該株主総会の前であっても，これを撤回することができない。

１．ア　イ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．ウ　オ　５．エ　オ

正解　１

肢ア

確かに，全員がわかっていることを報告させることは無駄である。したがって，省略できる。もっとも，総会が形骸化することは防ぐべきである。そのため，株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときに限る。

全員としているのは，報告うけるべき利益は，各々の株主にあると考えられるからである。

会社法３２０条

肢イ

条文上は，目的の省略は書かれていないように思われる。したがって，通知じたいはいるのでは。しかし，柔軟に株式総会の意思決定をしたい。目的をすべてかかないとできないとするのは迂遠といえそうです。目的の通知の趣旨は監督権の実効性を高める点にあります。取締役会，非設置ということは所有と経営の分離がすすんでいません。したがって，記載がなくても各株主が監督権を行使しうるわけです。よって，目的の通知までは不要です。（２９９条，２９８条）

肢ウ

過半数は許されない。全員の書面，電磁的記録による同意がいる。
株主総会の決議が形骸化しないように。
容易にみなしを許容すると，説明責任を果たさなくても，総会決議を得てしまい。
適正な監督権が機能されない。

３１９条１項

肢エ

書面で行使しても，議決権を行使できる。
確かに，矛盾挙動ではないか。
しかし，不都合，書面で行使した後，あとで問題がでる場合もある。
監督権を行使できるようにするべき。
集計は，総会後，書面の行使は株主の便宜のため。

株主に有利に解釈する。

肢オ

確かに，事務手続の便宜からすると，撤回されると会社にとっては一定の不利益はある。
しかし，信頼関係が破壊されているケースもある。
撤回できないと本人の意思にそぐわない。

株主の議決権を行使できるように会社も協力すべき。
総会までであれば，集計はあと。事務手続への影響は限定的，撤回も許容される。

予備　令８－２１

監査役会設置会社及び監査等委員会設置会社に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。なお，各記述に係る株式会社の定款には，別段の定めがないものとする。（解答欄は，［№21］）

ア．監査役及び監査等委員である取締役の任期は，いずれも，選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。

イ．監査役は，いつでも，取締役に対して事業の報告を求めることができ，監査等委員会が選定する監査等委員は，いつでも，取締役に対してその職務の執行に関する事項の報告を求めることができる。

ウ．株式会社が取締役（監査等委員を除く。）の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには，監査役会設置会社においては各監査役の同意を，監査等委員会設置会社においては各監査等委員の同意を得なければならない。

エ．取締役は，監査役会設置会社において株主総会に監査役の選任に関する議案を提出するには各監査役の同意を，監査等委員会設置会社において株主総会に監査等委員である取締役の選任に関する議案を提出するには各監査等委員の同意を得なければならない。

オ．取締役は，会計監査人の報酬を定める場合には，監査役会設置会社においては監査役会の同意を，監査等委員会設置会社においては監査等委員会の同意を得なければならない。

１．ア　イ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．ウ　オ　５．エ　オ

正解　２

肢ア

監査役の任期： 原則として **4 年**（選任後 4 年以内に終了する最終の定時株主総会終結まで：336 条 1 項）。

監査等委員（取締役）の任期： 2 年（選任後 2 年以内に終了する最終の定時株主総会終結まで：332 条 3 項）。 監査等委員はあくまで「取締役」の一種であるため、取締役の基本的任期構造（原則 2 年）を踏襲しています。「いずれも 4 年」とする本肢は誤りです。

肢イ

□　**監査役：** 原則として個々の監査役が「独任制の監視機関」であるため、**各監査役がいつでも単独で**取締役に対し事業の報告を求めることができます（381 条 2 項）。

□　**監査等委員会：** 個々の委員ではなく「委員会という組織（合議体）」で機能するため、報告徴収権を行使するのは「監査等委員会が選定する監査等委員（選定監査等委員）」となります（399 条 2 項）。

肢ウ

監査委員会なので，組織的な同意（監査等委員会が選定する監査等委員）の同意があれば，よいのでは。不当な和解を行う恐れがある。裁判手続は，終局的手続。責任の所在を明確する必要がある。そこで，各監査等委員の同意を要して，手続を慎重にして，責任を追及できるようになっている。（849 条の二）

肢エ

３４３条３項，３４４条の２第１項

監査役会，監査等委員会設置会社の同意がいる。

取締役が，総会提出するのは，自由であるとも。
不都合，取締役の息がかかることで，適正に監査ができない人が入ってくる恐れがある。

その結果，会社全体として問題。そこで，監査役会，監査等委員会設置会社に同意を問う。監査役会は独任制であるが，不適切な人物が入ると，監査役会の機能が害される。
監査等委員会設置会社においても同様。そこで，これらの機関に同意がいる。

個人レベルで同意を必要とすると，選任がしづらくなる。
また，従属するのも問題。独任制，または，相互監視が厳しすぎる。

肢オ
会計監査人，会社との契約。取締役の意思でできるとも。
報酬を決められると，監査がしづらくなる。取締役のいいなり。
そこで，手続上かませている。
各監査役の同意でも，良さそうに思えるが，個々だと手続が重くなる。
監査等委員会は，組織的に会計監査人と協働する。権限と関係で影響が出るので，委員会に同意。